

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2019年5月8日	
【会社名】	ヤフー株式会社	
【英訳名】	Yahoo Japan Corporation	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 川邊 健太郎	
【本店の所在の場所】	東京都千代田区紀尾井町1番3号	
【電話番号】	03(6898)8200	
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 最高財務責任者 坂上 亮介	
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区紀尾井町1番3号	
【電話番号】	03(6898)8200	
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 最高財務責任者 坂上 亮介	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	456,466,371,100円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,511,478,050株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。

(注) 1. 本有価証券届出書の対象とした当社普通株式(新規発行株式)に係る募集(以下「本第三者割当増資」といいます。)は、2019年5月8日開催の取締役会決議に基づき行われるものです。本第三者割当増資は、割当予定先であるソフトバンク株式会社(以下「SBKK」といいます。)との間で2019年5月8日に締結した総数引受契約(以下「本総数引受契約」といいます。)に基づき、2019年6月26日までに、()金融商品取引法による届出の効力が発生していること、及び、()当社が2019年5月8日付の取締役会決議に基づき行う金融商品取引法第27条の2の2以下に規定される当社普通株式(自己株式)の公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)の公開買付け期間が満了し、当該株式の受渡しが完了していることを条件として行われます。

2. 振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	1,511,478,050株	456,466,371,100	228,233,185,550
一般募集			
計(総発行株式)	1,511,478,050株	456,466,371,100	228,233,185,550

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額です。また、増加する資本準備金の額の総額は、228,233,185,550円です。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
302	151	100株	2019年6月27日(木)		2019年6月27日(木)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額です。

3. 当社は割当予定先との間で本総数引受契約を締結しており、本第三者割当増資の払込みは、当社が2019年5月8日付で提出した有価証券届出書の効力が発生していること、及び、本公開買付けの公開買付け期間が満了していることを条件として、2019年6月26日までに行われる予定です。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
ヤフー株式会社 コーポレートグループ法務統括本部	東京都千代田区紀尾井町1番3号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
みずほ銀行大手町営業部	東京都千代田区大手町一丁目5番5号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
456,466,371,100	1,620,000,000	454,846,371,100

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、登録免許税その他登記関連費用、弁護士費用等を予定しています。

(2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額	支出予定時期
本公開買付けの決済資金	454,846,371,100円	2019年6月27日

(注) 当社は、本第三者割当増資により調達した資金の全てを、本公開買付けの決済資金に充当することを予定しております。なお、本第三者割当増資における払込期日は2019年6月27日ではありますが、本総数引受契約において、SBKKは、当社が2019年5月8日付で提出した有価証券届出書の効力が発生していること、及び、本公開買付けの公開買付け期間が満了していることを条件として、2019年6月26日までに、払込金額の全額を支払う旨が規定されており、当該払込金額をもって、本公開買付けの決済資金に充当することを予定しております。なお、本公開買付けの決済資金には、当該払込金額に加え、当社の現預金70,000,000,000円も充当することを予定しております。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係

名称	ソフトバンク株式会社	
本店の所在地	東京都港区東新橋一丁目9番1号	
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長執行役員兼CEO 宮内謙	
資本金	204,309百万円(2019年3月31日現在)	
事業の内容	移动通信サービスの提供、携帯端末の販売、固定通信サービスの提供、インターネット接続サービスの提供	
主たる出資者及びその出資比率	ソフトバンクグループジャパン株式会社 66.49% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 1.00% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 0.70% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5) 0.64% STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234 0.51% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1) 0.43% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2) 0.42% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6) 0.26% STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225 0.21% JP MORGAN CHASE BANK 385771 0.20%	
提出者と割当予定先との間の関係		
出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	SBKKは、当社の株式613,888,900株(所有割合(注3):12.08%)を所有しております。また、SBKKの親会社であるソフトバンクグループ株式会社(以下「SBG」といいます。)は、その完全子会社であるソフトバンクグループジャパン株式会社(以下「SBGJ」といいます。)及びその子会社であるSBKKを通じて、合計で当社普通株式2,448,266,500株(所有割合:48.16%)(注4)を所有しており、当社を支配力基準で連結対象としております。
人事関係	本有価証券届出書提出日(2019年5月8日)現在、当社取締役である孫正義、宮内謙、川邊健太郎及び君和田和子は、それぞれ、SBKKの取締役会長、代表取締役社長執行役員兼CEO、取締役及び監査役を兼務しております。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術又は取引関係	SBKKと当社との間には、当社ウェブサイトへの広告出稿によるSBKKから当社への支払い、SBKKが提供する通信サービス利用に伴う当社からSBKKへの支払い、当社及びSBKK両社の費用負担によるポイントキャンペーン等の取引があります。また、SBGを親会社とする企業集団(以下「SBGグループ」といいます。)との間では、当社サービスの提供等のために利用するサーバーを同グループより購入する等の取引があります。	

- (注) 1. 割当予定先であるSBKKは、2018年12月19日より、その発行する株式を株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)市場第一部に上場しており、2019年2月8日に、第33期第3四半期(自2018年10月1日至2018年12月31日)に係る四半期報告書を関東財務局長に提出しております。
2. 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係は、本有価証券届出書提出日(2019年5月8日)現在におけるものです。
3. 「所有割合」とは、当社が2019年4月25日に公表した「2019年3月期決算短信〔IFRS〕(連結)」に記載された、2019年3月31日現在の発行済株式数(5,151,629,615株)から、2019年3月31日現在の当社が所有する自己株式数(67,879,000株)を控除した株式数(5,083,750,615株)に対する割合をいい、その計算において小数点以下第3位を四捨五入しております。以下、所有割合の記載において同じとします。
4. 当該当社普通株式2,448,266,500株のうち、本有価証券届出書提出日(2019年5月8日)現在、SBGJが、1,834,377,600株(所有割合:36.08%)を所有し、SBKKが613,888,900株(所有割合:12.08%)を所有しております。

b. 割当予定先の選定理由

当社は、1996年のサービス開始以降、通信環境やデバイス、技術の進化によって変化する顧客ニーズや市場環境を捉えて、業容拡大と事業成長に取り組んできました。また、当社は、ユーザーの生活を便利にすることを目的として、「Yahoo!ニュース」をはじめ「Yahoo!ショッピング」や「ヤフオク!」、「Yahoo!ウォレット」など各領域においてサービス開発に努めてきました。その結果、ニールセンデジタル株式会社が公表した「ニールセン2018年日本のインターネットサービス利用者数ランキング」のとおり、当社は国内最大級のユーザー数を有するまでになりました。

当社は、当社が2018年1月24日付で公表した「新執行体制への移行および代表取締役の異動(内定)ならびに定款の一部変更に関するお知らせ」のとおり、2018年度から開始した新経営体制において「データの会社」になることを掲げ、サービスの成長戦略や投資方針の見直しを行うとともに、国内最大級のサービス群とそれらから得られる膨大なデータを人工知能(AI)で解析することで、人間では導き出せない「気づき」をサービスや事業の改善に活用して、さらなる成長を目指しています。

本日(2019年5月8日)現在、当社普通株式は、SBGが、その完全子会社であるSBGJを通じて1,834,377,600株(所有割合:36.08%)、またSBGがSBGJを通じて66.49%の議決権を所有する連結子会社であるSBKKを通じて613,888,900株(所有割合:12.08%)、合計で当社普通株式2,448,266,500株(所有割合:48.16%)を所有しており、SBGは支配力基準で当社の親会社に該当し、SBGJは支配力基準で当社の親会社に、また、主要株主である筆頭株主に該当し、SBKKは当社の主要株主及び第二位株主に該当します。

SBKKは、SBGグループに属しておりますが、SBKKグループは、上場会社であり通信キャリアであるSBKKを中核としつつ、その子会社106社及び関連会社41社により構成され、SBGグループ内において独立した経営を行っています。SBKKは、「情報革命で人々を幸せに」という経営理念の下、世界の人々が最も必要とするサービスやテクノロジーを提供する企業グループを目指し、通信事業を中心に、情報・テクノロジー領域において様々な事業に取り組み、企業価値の最大化を図っています。同社はまた、「Beyond Carrier」戦略の下、他の通信キャリアとの差別化のみならず、通信キャリアとしての枠を超え、幅広い産業分野において革新的なサービスの提供を通じた成長戦略を実現するため、機動的に事業を展開しているとのこと。その戦略の一環として、通信キャリアとしての様々な事業基盤を生かし、SBKKグループ各社や出資先の有力企業などとの協働を通して、AI・IoT・ロボットなどの世界の最先端技術や新しいビジネスの展開を目指しており、当社グループとの連携強化は、そのような新しいビジネスを強力に推進していく上で、重要な鍵と位置付けているとのこと。

当社とSBKKは、2001年9月から「Yahoo! BB」を始めとする各種通信関連事業について業務提携契約を締結しているほか、イーコマースを中心に協業を進め、スマートフォン顧客向けのサービスを拡充し、シナジー効果の実現を通じて、通信とその関連サービスの総合的な価値を向上させるとともに、他の通信キャリアとのサービスの差別化を進めてまいりました。また、2018年6月には、当社とSBKKで合弁会社PayPay(ペイペイ)株式会社を設立し、バーコードやQRコードを用いたモバイル決済事業(PayPay)等、新規事業の拡大にも取り組んでまいりました。さらに、当社が2018年7月10日付で公表した「当社親会社であるソフトバンクグループ株式会社の子会社であるソフトバンク株式会社による当社普通株式に対する公開買付けに関する意見表明並びに自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ」のとおり、当社とSBKKとの協業機会は非常に広いと認識している一方で、当社とSBKKが身を置く厳しい競争環境において、技術開発等に係る戦略的な意思決定を迅速かつ緊密に行うことが不可欠であるため、2018年8月15日、当社とSBKKは、SBKKが当社普通株式の一部取得(613,888,900株(所有割合:12.08%))を行うことで、資本提携を通じた関係強化をいたしました。

かかる資本関係の強化を受け、当社とSBKKは、両社の企業価値の向上を目指して、様々な施策に関する協議を継続してきました。このような中、SBKKとしては、競争環境の変化に対応するためには、これまでの取り組みの枠を超えてより当社グループとの連携を深めることでシナジー効果を最大化させ、相互の顧客基盤の拡大・充実を図るとともに、利用者の皆様に適したサービスの提供を加速化させていくことが極めて重要であるとの考えを持ち始めたとのこと。

そして、その実現のため、SBKKは、まずは当社との協業関係を一層深化・拡大することが不可欠と判断し、2019年2月上旬より当社を連結子会社化することも視野に当社普通株式の追加取得を行う検討を開始したとのこと。

その後、SBKKは、2019年2月中旬に、当社に対して当社を連結子会社化することも視野に当社普通株式の追加取得についての意向を伝え、当社との間で当該追加取得に関する協議を進めてまいりました。その結果、2019年2月下旬に、SBKKと当社は、本第三者割当増資によりSBKKが当社普通株式を追加取得し、当社をSBKKの連結子会社とすることによって、当社とSBKKの連携を一層強固なものとし、協業をより一体的且つ積極的に推進することによって、今後の当社とSBKKのさらなる成長・発展と企業価値向上に資するとの認識を共有するに至りました。

具体的には、当社とSBKKは、()当社のメディア事業及びコマース事業と、SBKKの通信事業をベースに展開するサービス群、()両社が有する国内最大級の顧客基盤及び()その顧客基盤やIoTから得られる膨大な量と種類のマルチビッグデータを保有しています。これらを活用することで、個人のお客様には一人ひとりのライフスタイルに合わせたより便利なサービス提供を行い、法人のお客様には各産業分野における様々な課題を解決するとともに事業成長を支援するような革新的なソリューションを提供していきます。まずは、PayPayを含めたFintech分野の一層の強化に取り組むほか、様々な非通信事業分野でのビジネス展開を加速していきます。今後、両社の強固な経営資源を最大限に活かして上記を実現し、両社のさらなる成長・発展と企業価値向上を目指していきます。

一方で、当社においては、当社が2018年7月10日付で公表した「当社親会社であるソフトバンクグループ株式会社の子会社であるソフトバンク株式会社による当社普通株式に対する公開買付けに関する意見表明並びに自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ」のとおり、2018年7月から同年8月にかけて自己株式の公開買付けを実施したものの、その後も株価の状況も考慮の上で、さらなる株主還元の強化及び資本効率の向上を図る方法を模索しており、成長戦略の遂行に際して必要となる資金とのバランスも踏まえ、自己株式の取得を行うことも含めた株主還元策について検討していました。そして、SBKKが本第三者割当増資により当社普通株式の引受けを行うと、SBGグループによる当社普通株式の所有割合が高まり、SBGグループの所有割合が50%を上回ることとなるため、当社の上場会社としての自主独立性を維持する観点から、SBGグループの当社普通株式の所有割合を一定程度に抑えることを目的として、SBKKによる当社普通株式の追加取得と並行して、当社においては、SBGJから本第三者割当増資で発行予定の新株を上回る数の自己株式を取得することについて検討を開始しました。

その後、当社は、2019年2月下旬に、SBGに対して、SBKKに対する本第三者割当増資、及び本公開買付けについての意向を伝え、当社とSBGとの間で相互に協議を進めてまいりました。SBGは、本第三者割当増資の方法によるSBKKによる当社普通株式の追加取得及び当社の連結子会社化については、SBGグループ全体の企業価値向上に繋がるとの判断を示し、また、当社による本公開買付けについては、SBGグループとして、現状の所有割合においても当社が連結対象となっており、円滑なグループ事業運営を遂行できている点、及びグループとしての資本効率の観点から、SBGグループとして所有する当社普通株式の数を増加させる必要性はないと判断している旨の意向を示しております。

これに対して、当社としては、以下のような理由から、2019年3月上旬、本取引を実施することが当社株主の利益に資すると判断するとともに、SBG及びSBKKのそれぞれとの間で本取引を行うことについて合意するに至りました。

- () SBKKが本第三者割当増資により当社普通株式を追加取得し、当社を連結子会社とすることは、保有するデータを相互に活用するなどの当社とSBKKとの連携を一層強固なものとし、協業をより一体的且つ積極的に推進することによって、今後の当社とSBKKのさらなる成長・発展と企業価値向上に資すると期待されること
- () SBKKによる当社普通株式の追加取得と並行して、当社がSBGJから自己株式の取得を行うことにより、当社とSBKKとの連携強化を実現しつつ、SBGグループの当社普通株式の所有割合を現状に近い水準に抑え、当社の上場会社としての独立性を維持することができること
- () 当社は2018年7月11日から同年8月9日にかけて自社株公開買付けを実施したものの、その後も株価の状況等も考慮の上で、さらなる株主還元の強化及び資本効率の向上を図る方法を模索しており、その一つの方法として、当社の基本的1株当たり当期利益(EPS)や親会社所有者帰属持分当期利益率(ROE)等の資本効率向上に寄与し、株主価値の向上に資する一定量の自己株式の取得を行うことを含めた株主還元策を検討していたこと
- () 本第三者割当増資と並行して、本第三者割当増資で発行予定の新株を上回る数の自己株式の取得を行うことにより、少数株主の株主価値の希薄化を生じさせず、むしろ濃縮化をもたらすこと

- ()本公開買付け後も当社普通株式を引き続き保有し続ける株主の利益を尊重する観点から、市場価格を基礎とした発行価額によって本第三者割当増資を行いつつ、市場価格から一定のディスカウントを行った価格によって本公開買付けを実施することで、資産の社外流出を可能な限り抑えることができ、また株主価値の向上に資すること
- ()自己株式の取得に際して必要となる資金の大部分は本第三者割当増資によって調達されることから、当社は、その成長戦略の遂行に際して必要となる投資等を考慮してもなお、自己株式の取得を行うために十分な余剰現預金を有すること
- ()自己株式の取得を行うにあたっては、公開買付けの方法によること、株主間の平等性、取引の透明性の観点からも適切であること

なお、本取引のスキームについては、SBKKが当社普通株式をSBGJから直接取得すればSBKKによる当社の連結子会社化を実現できるとの指摘もあり得るものの、当社としては、例えば、本第三者割当増資と並行して、本第三者割当増資で発行予定の株数を上回る数の自己株式の取得を行うことにより、少数株主の株主価値の希薄化を生じさせず、むしろ濃縮化をもたらすなど、本取引には、SBKKによるSBGJからの直接取得では実現できない効果があると考えております。

当社は、上記の理由を踏まえ、本日(2019年5月8日)開催の取締役会において、SBKKに対して、本第三者割当増資を行い、1,511,478,050株を発行すること、本第三者割当増資に係る発行価額(以下「本発行価額」といいます。)を、公表日前日(2019年5月7日)の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値である302円とすること、また、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、また本公開買付けの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)を、公表日の前日(2019年5月7日)の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値である302円から4.97%ディスカウントした額である287円とすること、本公開買付けにおける買付予定数については、本公開買付応募予定株式(以下に定義します。)と同数の1,834,377,600株(所有割合:36.08%)を上限とすることを決議いたしました。なお、当社は、(i)SBKKを含むSBGグループの当社普通株式の所有割合を一定程度に抑え、当社の上場会社としての独立性を維持すること、並びに(ii)当社の財務の健全性及び安定性の観点から当社が有する余剰現預金の額及び本第三者割当増資による調達予定額等を勘案し、本公開買付けの上限を1,834,377,600株としております。

本公開買付けに要する資金については、自己資金及び本第三者割当増資によりSBKKより当社に対して払い込まれる金銭(456,466,371,100円)により充当する予定です。2019年3月31日現在における当社連結ベースの手元流動性(「現金及び現金同等物」)は約5,468億円であり、買付資金を充当した後も、当社の手元流動性は十分に確保でき、さらに事業から生み出されるキャッシュ・フローも一定程度蓄積されると見込まれるため、当社の事業運営や財務の健全性及び安定性は今後も維持できるものと考えております。なお、本公開買付けにより取得する自己株式については、本公開買付けの終了後速やかに、その大部分を消却する予定です。かかる自己株式の消却については、詳細を決定次第、速やかにお知らせいたします。

当社は、2019年5月8日付で、SBKKとの間で、本第三者割当増資に関し、当社がSBKKに対して新株式を発行し、SBKKがその総数を引き受けること等を内容とする本総数引受契約を、また、当社の親会社であるSBGJとの間で、当社が本公開買付けを実施した場合には、SBGJが所有する当社普通株式の全てである、1,834,377,600株(所有割合:36.08%)(以下「本公開買付応募予定株式」といいます。)を本公開買付けに応募すること等を内容とする応募契約(以下「本公開買付応募契約」といいます。)を締結しております。

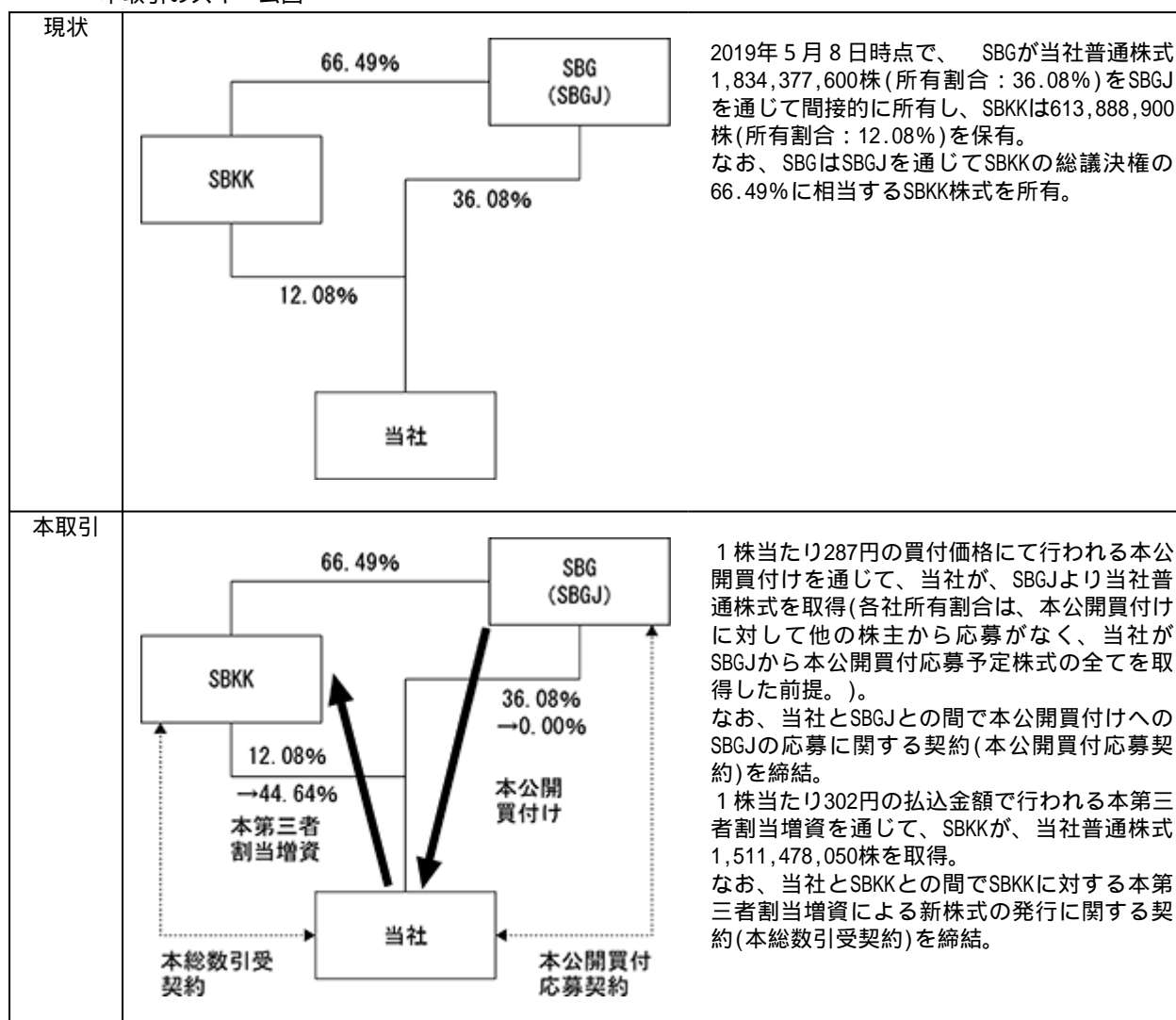
上記のとおり、本第三者割当増資は、本取引の一環として実施されるものであり、当社とSBKKとの協力関係をさらに強固なものとし、両社グループの協業によるシナジーを最大化することを目的とします。

本第三者割当増資は本公開買付けと同時に実施されることから、実質的には、当社普通株式の希薄化を伴うものではなく、SBKKとの協働の推進は、当社グループの中長期的な企業価値向上に資するものであり、最終的には既存株主の利益向上に繋がるものと考えております。

以上の理由により、当社はSBKKを割当予定先として選定しております。

なお、本取引の概要は以下のとおりです。

<本取引のスキーム図>



(注) 上図記載のうち、「現状」における数値は、前記「a. 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係」に定義する所有割合を示しております。

c. 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 1,511,478,050株

d. 株券等の保有方針

本第三者割当増資は、SBKKと当社の協力関係をさらに強固なものとし、両社グループの協業によるシナジーを最大化するために実施されるものであるところ、当社はSBKKが本第三者割当増資により取得する株式を長期保有する方針であることを確認しております。

なお、当社は、SBKKから、同社が払込期日から2年以内に本第三者割当増資により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき、確約書を取得する予定です。

e. 払込みに要する資金等の状況

当社は、SBKKから、本第三者割当増資に係る払込金額の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けており、また、SBKKが2019年2月8日に関東財務局長に提出した第33期第3四半期報告書及びSBKKが株式会社みずほフィナンシャルグループの子会社であるジャパン・セキュリタイゼーション・コーポレーション東京支店との間で締結している債権譲渡基本契約書その他通信料債権の流動化に関連する資料を確認していることから、かかる払込みに支障はないと判断しております。

f. 割当予定先の実態

割当予定先であるSBKKは、東京証券取引所市場第一部に上場しており、SBKKが東京証券取引所に提出した「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」(最終更新日:2018年12月19日)の内部統制システム等に関する事項において記載された反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を確認することにより、SBKK及びその役員が反社会的勢力とは関係がないと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本発行価額は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日(以下「本取締役会決議日」といいます。)の前日(2019年5月7日)の東京証券取引所の市場第一部における当社普通株式の終値である302円といたしました。

本取締役会決議日の前日の終値を基準といたしましたのは、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にて、第三者割当により株式の発行を行う場合の払込金額は、原則として、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額を基準として決することとされており、また、算定時に最も近い時点の市場価格である本取締役会決議日の直前営業日の終値が、当社株式の現時点における公正な価格を適正に反映している価格であると考えたためです。また、SBKKとの間で慎重に交渉・協議を重ね、当社取締役会において本発行価額による本第三者割当増資の実行について審議を行った結果、本発行価額とすることが合理的であると判断いたしました。

本発行価額(302円)は、本取締役会決議日の直前1ヶ月間(2019年4月8日から2019年5月7日まで)の終値単純平均である283円(円未満切捨)に対して6.71%(小数点以下第三位を四捨五入。本項において以下同じです。)のプレミアム、本取締役会決議日の直前3ヶ月間(2019年2月8日から2019年5月7日まで)の終値単純平均である288円(円未満切捨)に対して4.86%のプレミアム、本取締役会決議日の直前6ヶ月間(2018年12月8日から2019年5月7日まで)の終値単純平均である295円(円未満切捨)に対して2.37%のプレミアムとなります。

当社は、本発行価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に照らし、特に有利な払込金額には該当しないと判断しております。

また、当社の監査等委員会からは、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、本発行価額は特に有利な払込金額には該当しない旨の取締役の判断について、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、本発行価額が割当予定先に特に有利な払込金額ではなく適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

本第三者割当増資により発行する当社普通株式の数1,511,478,050株に係る議決権の数15,114,780個は、2019年3月31日現在の当社の総議決権数(50,836,451個)に対して29.73%となり、既存株主の皆様に対して25%以上となる大規模な希薄化が生じることとなります。

しかしながら、当社は、前記「1 割当予定先の状況 b. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、本第三者割当増資により、SBKKとの資本関係をさらに強化し、当社をSBKKの連結子会社とすることで、当社グループの企業価値を向上させることが可能であると判断しており、これにより既存株主の利益の向上も見込まれると判断しております。また、当社は、本第三者割当増資と並行して、本第三者割当増資で発行予定の新株を上回る数の自己株式の取得を行うことにより、少数株主の株主価値の希薄化を生じさせず、むしろ濃縮化を生じさせることとしております。したがって、本第三者割当増資における株式の希薄化の規模は、合理的であると考えております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本取引は全体としてみれば少数株主の株主価値の希薄化を生じさせず、むしろ濃縮化をもたらすものであるものの、本第三者割当増資により、SBKKに対して割り当てる当社普通株式の数量1,511,478,050株に係る議決権の数15,114,780個は、2019年3月31日現在の当社の総議決権数(50,836,451個)に対して29.73%に相当し、当社普通株式は25%以上の希薄化が生じることになります。また、本第三者割当増資が完了した場合、割当予定先であるSBKKの所有議決権数の割合は44.64%となり、加えて、SBKKが当社に対して役員の派遣等を行うことにより、SBKKは、当社の支配株主(親会社)となる予定であります。したがって、本第三者割当増資は、「企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意事項(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当するものであります。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合(%)
ソフトバンク株式会社	東京都港区東新橋一丁目 9番1号	613,888	12.08	2,125,366	44.64
GOLDMAN, SACHS & CO. REG (常任代理人 ゴールドマン ・サックス証券株式会 社)	200 WEST STREET NEW YORK, NY, USA(東京都港 区六本木6丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー)	164,231	3.23	164,231	3.45
日本トラスティ・サービ ス信託銀行株式会社(信託 口)	東京都中央区晴海1丁目 8-11	131,305	2.58	131,305	2.76
日本マスタートラスト信 託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目 11番3号	108,711	2.14	108,711	2.28
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SPECIAL ACCOUNT NO.1(常 任代理人 株式会社みず ほ銀行決済営業部)	WOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND(東京都港区港南 2丁目15-1品川インター シティA棟)	74,988	1.48	74,988	1.58
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT(常任代理人 香 港上海銀行東京支店)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111(東 京都中央区日本橋3丁目 11-1)	67,372	1.33	67,372	1.42
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)(常 任代理人 株式会社三菱 UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2 丁目7-1決済事業部)	61,463	1.21	61,463	1.29
BBH FOR FIDELITY LOW- PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)(常任代理 人 株式会社三菱UFJ銀 行)	245 SUMMER STREET BOSTON, MA 02210 U.S.A (東京都千代田区丸の内2 丁目7-1決済事業部)	50,467	0.99	50,467	1.06
JP MORGAN CHASE BANK 385151(常任代理人 株式 会社みずほ銀行決済営業 部)	25BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM(東京都港 区港南2丁目15-1品川イ ンターシティA棟)	49,323	0.97	49,323	1.04
JP MORGAN CHASE BANK 385632(常任代理人 株式 会社みずほ銀行決済営業 部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM(東京都港 区港南2丁目15-1品川イ ンターシティA棟)	49,107	0.97	49,107	1.03
計		1,370,861	26.97	2,882,339	60.54

- (注) 1. 所有株式数につきましては、2019年3月31日現在の株主名簿に記載された数値を記載しております。
2. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2019年3月31日現在の当社の総議決権数(50,836,451個)を基に算出しております。
3. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2019年3月31日現在の当社の総議決権数(50,836,451個)から、本公開買付けにより減少する議決権数(18,343,776個)を控除し、本第三者割当増資により増加する議決権数(15,114,780個)を加算した議決権総数47,607,455個を基に算出しております。なお、当該算出に当たっては、本公開買付けに対してSBGJのみが応募した場合を前提とした割合を記載しており、本公開買付けに対して買付予定数を超過する応募があった場合には、あん分比例の方法により買付け等を行うことから、本公開買付けに対する応募状況によっては、実際の割合と異なる可能性があります。
4. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。
5. 当社は、2019年3月31日現在において自己株式67,879,000株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由についての取締役会の判断

前記「1 割当予定先の状況 b. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社は、本取引により、当社がSBKKの出資を受け入れ、SBKKの連結子会社となることで、当社の経営基盤を一層安定化することができるとともに、両社の協力関係をさらに強固なものとし、両社による協業のシナジーを最大化することが可能であると考えております。

これらの事情を勘案した結果、金融機関からの借入れ又は公募増資若しくは株主割当増資といった他の資金調達の方法やこれらの方法との組合せによる方法と比較して、当社にとって最適なパートナーであるSBKKとの間の協業関係を最も効果的に推進することができる、本第三者割当増資による資金調達が最適な方法であると考えております。

(2) 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断

本第三者割当増資により、SBKKに対して割り当てる当社普通株式の数量1,511,478,050株に係る議決権の数15,114,780個は、2019年3月31日現在の当社の総議決権数(50,836,451個)に対して29.73%(小数点以下第三位を四捨五入。本項において以下同じです。)に相当し、株式の希薄化が生じることとなります。

しかしながら、当社は、前記「1 割当予定先の状況 b. 割当予定先の選定理由」のとおり、SBKKが本第三者割当増資により当社普通株式を追加取得し、当社を連結子会社とすることは、当社とSBKKとの協力関係をさらに強固なものとし、両社の協業による事業シナジーを最大化することが可能となり、今後の両社のさらなる成長・発展と企業価値向上に資すると期待されることから、株式の希薄化を上回る当社の企業価値向上及び株主価値の向上につながるものと考えており、また、当社は、本第三者割当増資と並行して、本第三者割当増資で発行予定の新株を上回る数の自己株式の取得を行うことにより濃縮化をもたらすこととしていることから、当社及び既存株主の皆様への影響という観点からみて相当であると判断しております。

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

当社は、2019年5月8日開催の取締役会において、前記「(2) 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断」のとおり、SBKKが本第三者割当増資により当社普通株式を追加取得し、当社を連結子会社とすることは、当社とSBKKとの協力関係をさらに強固なものとし、両社の協業によるシナジーを最大化することが可能となり、今後の両社のさらなる成長・発展と企業価値向上に資すると期待されることから、本第三者割当増資は既存株主の皆様利益にも資すると判断いたしました。

(独立した第三者からの意見の入手)

本取引は全体としてみれば少数株主の株主価値の希薄化を生じさせず、むしろ濃縮化をもたらすものであるものの、前記「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、本第三者割当増資は大規模な第三者割当増資に該当することから、当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に従い、当社の経営者から一定程度独立した者による本第三者割当増資の必要性及び相当性に関する意見の入手を行うことといたしました。

そこで、当社は、過去において当社の経営者及びSBKKと人的関係、取引関係及び出資関係のない独立した者であり、また、SBGグループ及び当社との間に利害関係を有せず、少数株主と利益相反が生じるおそれのない外部専門家の西本強弁護士・川本拓弁護士(日比谷パーク法律事務所)に対し、本第三者割当増資を含む本取引の必要性及び相当性、並びに、(i)本取引の目的の正当性、(ii)本取引の手の適正性、(iii)本取引の条件(本発行価額及び本公開買付価格を含みます。)の妥当性のそれぞれを踏まえ、本取引に係る決定が、当社の少数株主(SBG及びその子会社を除く当社の株主をいいます。)にとって不利益であるか否かについて諮問しました。

当該弁護士は、当社から、本取引の目的及び経緯、本発行価額並びに本公開買付価格の算定方法その他の諸条件、本取引に関する当社の意思決定における手の適正性・公正性等についての説明を受け、検討を行いました。

その結果、当社は、当該弁護士らより、大要以下の内容の意見書を2019年5月8日に取得しております。

(i)本取引の必要性

当社が、戦略的な意思決定を迅速かつ緊密に行うため、また、SBKKと相互の顧客基盤の拡大・充実を図るとともに、利用者に適したサービスの提供を加速させていくためには、SBKKとの資本関係を更に強固にする必要があることからすれば、SBKKによる当社の連結子会社化を行う必要性が認められる。他方で、当社の上場会社としての独立性を維持し、当社の少数株主の株主価値の希薄化を防止するためには、SBKKによる当社の連結子会社化とともに本公開買付けをも行う必要性が認められる。したがって、本第三者割当増資を含む本取引の必要性は認められる。

(ii)本取引の相当性

本発行価額は、有利発行に該当せず、本取引の交渉の経緯及び取られた利益相反回避措置を踏まえると公正な価格と認められる。本公開買付けにおける買付価格も、本取引の交渉の経緯及び取られた利益相反回避措置を踏まえると、公正な価格と認められる。価格以外の条件も、本公開買付けにおいては、本第三者割当増資で発行する株式数を上回る数の自己株式の取得を行うことが予定されており、少数株主の株主価値は希薄化されることはなくむしろ濃縮化されるなど、価格以外の本取引の取引条件の相当性を害する事情は見当たらない。そのため、本取引の条件の相当性が認められる。

また、本取引の手続の適法性は確保されており、相当な利益相反回避措置がとられている。加えて、本取引のスキームは、一見すると、SBKKが公開買付け等を行い、SBGJから当社普通株式を取得すれば同様の効果、すなわちSBKKによる当社の連結子会社化を実現できるように思われるが、例えば、本第三者割当増資と並行して、本第三者割当増資で発行予定の株数を上回る数の自己株式の取得を行うことにより、少数株主の株主価値の希薄化を生じさせず、むしろ濃縮化をもたらすなど、本取引には、SBKKによる公開買付け等では実現できない効果がある。以上より、本取引の手続の相当性が認められる。

したがって、本第三者割当増資を含む本取引の相当性が認められる。

(i)本取引の目的の正当性

本取引の目的は、当社の事業競争力を強化し、企業価値の向上を目指すとともに当社の少数株主の利益を向上させる点にあり、正当性が認められる。

(ii)本取引の手続の適正性

上記 (ii)後段で述べたところからすれば、本取引に係る手続の適正性は認められる。

(iii)本取引の条件の妥当性

上記 (ii)前段で述べたところからすれば、本取引の条件の妥当性は認められる。

(iv)本取引に係る決定が、当社の少数株主にとって不利益であるか否か

以上のとおり、本取引の目的には正当性が認められ、本取引に係る手続の適正性は確保されており、かつ、本取引の取引条件の妥当性は認められるから、これらを踏まえれば、本取引に係る決定は、当社の少数株主にとって不利益なものではないと解される。

(公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置)

当社は、本取引の検討に際し、外部のフィナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を選任し、財務的見地からのアドバイスを受けております。また、当社は、本取引に関する意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、外部のリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所並びにSBGグループ及び当社との間に利害関係を有しない独立したリーガル・アドバイザーである高井&パートナーズ法律事務所をそれぞれ選定しており、本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本取引に関する意思決定に当たっての留意点について、法的助言を得ています。

また、当社の取締役である孫正義、宮内謙及び君和田和子は、SBG、SBGJ及びSBKKその他のSBGグループの業務執行役員を兼務しているため、本取引、すなわち、本第三者割当増資及び本公開買付けの検討及び決定に際しての当社の意思決定過程における恣意性を排除する観点から、本取引に関する取締役会の審議及び決議には参加しておらず、当社の立場においてSBG、SBGJ又はSBKKとの協議・交渉にも参加していないことから、決定の独立性は確保されております。他方、当社代表取締役である川邊健太郎は、SBKKの取締役を兼務しておりますが、本第三者割当増資に関するSBKKの取締役会の審議及び決議には参加しておらず、SBKKの立場において当社との協議・交渉にも参加していません。

なお、本日(2019年5月8日)開催の当社取締役会において、上記の理由により本取引に関する審議及び決議には参加していない孫正義、宮内謙及び君和田和子以外の全ての取締役(監査等委員である取締役を含みます。)4名が出席の上、出席取締役の全員一致により、本取引の実施につき決議しております。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第23期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) 2018年6月18日 関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第24期第1四半期(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日) 2018年8月9日 関東財務局長に提出

事業年度 第24期第2四半期(自 2018年7月1日 至 2018年9月30日) 2018年11月9日 関東財務局長に提出

事業年度 第24期第3四半期(自 2018年10月1日 至 2018年12月31日) 2019年2月13日 関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

- (1) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2019年5月8日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書 2018年6月28日 関東財務局長に提出
- (2) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2019年5月8日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項3号の規定に基づく臨時報告書 2018年7月11日 関東財務局長に提出
- (3) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2019年5月8日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項3号の規定に基づく臨時報告書 2018年7月27日 関東財務局長に提出
- (4) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2019年5月8日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項4号の規定に基づく臨時報告書 2018年8月9日 関東財務局長に提出
- (5) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2019年5月8日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項4号の規定に基づく臨時報告書 2018年9月11日 関東財務局長に提出
- (6) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2019年5月8日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項3号の規定に基づく臨時報告書 2019年4月25日 関東財務局長に提出
- (7) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2019年5月8日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項7号の規定に基づく臨時報告書 2018年4月25日 関東財務局長に提出

4 【訂正報告書】

訂正報告書(上記1の有価証券報告書の訂正報告書) 2019年4月23日 関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2019年5月8日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2019年5月8日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

ヤフー株式会社 本店
(東京都千代田区紀尾井町1番3号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

第 1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。